

# 議 会 運 営 委 員 会

## 1 調 査 事 件

議会運営について

## 2 調 査 概 要

本年度は、議会運営として、議会活性化の取組、議会制度検討会での取組及び予算決算の審査方法について、宇都宮市及び会津若松市の調査を行ったので、以下、各議会の概要を報告する。

### (1) 宇都宮市（人口 513,584人）

#### ア 議会活性化の取組について

宇都宮市議会においては、議会基本条例を制定するに当たって、議会制度の調査検討や見直しを図るために設置した議会制度検討会議において、平成24年4月から36回（作業部会19回含む）の会議で議論を重ね、平成25年第3回定例会に条例案（議員案）を提出し全会一致で可決、その後、平成25年10月1日に議会基本条例を制定している。同条例の制定により実施している主な取組としては、市民の参加機会の確保、広報広聴委員会の設置、反問権の創設、政策討論の実施及び一括質問・一括答弁と一問一答の選択などが挙げられる。

一般質問の方式については、平成24年3月以降は一括質問方式と一問一答方式の選択制としている。一括質問方式を選択した場合は、当初の質問は一括質問・一括答弁であり、再質問からは一問一答方式であるが、当初の質問を演壇と対面質問席のいずれかを選択できることとなっており、再質問は自席ではなく質問席からすることとなっている。また、一問一答方式を選択した場合は、当初の質問から対面質問席で行うこととなっている。

そのほか、宇都宮市議会では毎年9月定例会で決算審査特別委員会及び企業会計決算審査特別委員会を設置し、同定例会の中で決算審査を行っている。

なお、予算については、5つの常任委員会へ分割付託している。そのため、9月定例会を9月1日に開会する場合、招集日に本会議を1日間、一般質問を4日間、常任委員会を2日間、決算審査特別委員会・企業会計決算審査特別委員会を5日間、最終日の本会議1日間というスケジュールで会期が生まれ、閉会日は10月上旬となっている。このように、決

算審査の時期や、常任委員会が2日間で終了するという点が長崎市議会との違いとして挙げられる。

#### イ 議会制度検討会議の取組について

次に、議会制度検討会議については、平成19年6月から平成22年3月までの間、議長の諮問機関（任意の組織）として初めて設置され、以後、平成23年7月から平成26年10月までと令和元年7月から令和5年1月までの計3回設置している。

まず、平成19年6月設置の検討会議では、政務調査費の各種見直し（収支報告書への領収書添付等）、本会議等出席費用弁償の廃止及び議員定数の見直し（50人から47人へ減）等を決定している。

また、平成23年7月設置の検討会議では、賛否の公表、議会基本条例の制定、対面演壇による一問一答方式の導入、議員定数の見直し（47人から45人へ減）等を決定している。

さらに、令和元年7月設置の検討会議では、政務活動費における旅費の上限額の設定、議会広報番組の放送、オンライン会議の開催及び電子表決システムの導入等を決定している。

これらの決定事項については、検討会議から議長へ答申を提出後、各会派代表者会議において改めて協議の上で決定される流れとなっている。

会議を設置した効果としては、各会派から提案された多岐に及ぶ項目を検討することで、市議会の取組を網羅した議会改革の一体的な推進が図られていることや、検討会議内で、一定、会派間の合意形成が図られるため、運用に向けた会派間の調整も円滑に進めることができることが挙げられる。

また、会議の運営上の課題として、決定した事項によっては、今後他の所管委員会等との調整が必要であり、どの組織でどこまで検討するかなど、連携を図りながら検討を進めていく必要があることが挙げられる。

今回の視察に当たり、委員から議員定数の検討に係る人口の推移との関係性について尋ねた。このことについて、人口については約53万人で頭打ちとなり、数年前から52万人、51万人と減少傾向であり、議員定数については、1市2町合併をした際に従来の45人の議員定数から5人増の50人となったものの、上記のとおり議会制度検討会議での検討を重ね、平成22年に47人に減、平成26年に45人に減となり、元々の45人の定数に戻っている状況であるとの回答を頂いた。なお、議員定数の協議に当たっては、全国市議会議長会が調査を行っている「市議会議員定数・報酬

に関する調査結果」や他都市の状況を参考にして検討が行われている。

## (2) 会津若松市（人口 113,170人）

### ア 議会活性化の取組について

会津若松市議会においては、政策サイクルの基本フレームとして、市民との意見交換会、広報広聴委員会及び予算決算委員会における政策研究の3つを主要なツールとして運用している。

大きな流れとしては、まず、市民との意見交換会で意見を聴取した上で、広報広聴委員会で多様・多数の意見を整理して問題を発見し課題を設定、その後、設定した課題を各派代表者会議で決定し、改めて市民との意見交換会で設定課題の報告や意見交換を重ね、それらの意見を基に予算決算委員会に臨み、政策評価、政策決定、その後再度市民からの意見聴取という流れを繰り返して議会運営を行っている。

特徴的なこととして、市民との意見交換会を年間複数回開催し、市内を地区別に分けて、担当する議員を固定せず、順に回して運営していることが挙げられる。

意見交換会では、まず当初の意見聴取、次に設定課題の報告・意見交換、その後政策研究のための問題所在等の意見交換やパブリックコメントを重ねて、決算審査・予算執行後の議会の評価に対する意見交換など、議会が意見を形成するための一助として、年間を通して議員個人ではなく議会として市民の意見を集約しようとする試みを続けている。

このような試みの背景として、議会基本条例に市民参加を基軸としていることが強く表れており、同条例第2条の議会の活動原則を整理する中で、これまでは「市長に対抗するためには議会が一つにまとまる必要があるという視点」だったものを、「議会だけでまとまるのではなく、議会は市民と結びついて、市民意見を後ろ盾にして活動していくべき」という考え方に前進させたことが会津若松市議会において市民との意見交換会を活用した政策サイクルを回せている大きな要因となっている。

### イ 予算決算の審査方法について

次に、具体的に予算決算の審査方法についてであるが、議員全員が予算・決算の審査に携わりながら、予算（政策決定）と決算（政策評価）の審査を連動させた政策サイクルにより議会機能の一層の充実を図り、市の政策課題の解決を目的として、平成25年8月から予算決算委員会を常任委員会化して設置している。予算決算委員会は、分科会による審査

としており、常任委員会である総務、文教厚生、産業経済、建設の4つの委員会ごとに分科会を設けている。

議会として政策分野を評価し、政策サイクルを決算審査と予算審査の連動を毎年度連動させていくために、議会が決算審査で行う総合政策の政策分野の評価を起点として、政策サイクルと議会審議の連動を図っている。

そのために、まず、予算決算委員会の決算審査において総合計画の政策分野を評価する。その際、市民との意見交換会による論点の整理や、委員間討議による論点・課題抽出を行い、評価を取りまとめて要望的意見として執行機関へ送付する。その後、執行機関は予算編成を行い、予算決算委員会の予算審査の後、可決された予算を執行し、決算審査に臨むという政策サイクルである。

予算審査の具体的な流れとしては、当初予算を審議する2月定例会に当たり、まず、当初予算の審査に向け、1月から2月中旬にかけて各分科会単位で予算審査における論点の抽出を行っている。なお、議案は未配付であるため、行政評価等を活用して議会が自ら論点整理をしているところが特徴的である。

その後、2月中旬に議案の内示がなされ、議案及び資料が配付される。各議員は事前に議案を精読し、2月下旬の定例会招集日に各分科会を開いた上で論点抽出の打合せを議員間で行っている。その時点では、各自が抽出した論点を持ち寄って意見交換を行い、委員会・分科会の抽出論点を取りまとめ、あらかじめ執行機関に通知している。

3月上旬から中旬にかけては、執行機関から提案内容の説明があり、委員会論点に基づき質疑を行っている。この際、議案ごとに抽出した論点に沿って、チームプレーとして委員全員が関連質疑を重層的に行っている。もちろん委員個人としても個別質疑も許容されている。質疑の後、執行機関を退席させ、委員間討議を行い論点ごとの争点を確認し、争点があれば、争点ごとに委員間討議を行い、討論、採決へ臨む流れとなっている。

このように決算審査の際に議会側が出した要望的意見を基に予算を審議・議決し、その後予算執行、政策評価という流れを毎年行っていくが、上述のとおり、この流れの中には市民との意見交換を活用しながら政策サイクルを回しているという点が会津若松市議会の議会運営として特徴的な点である。